

議員提出第3号議案

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により提出する。

平成19年3月15日

提出者

足立区議会議員	鈴木	進
同	新井	ひでお
同	金沢	美矢子
同	長塩	英治
同	藤崎	貞雄
同	加藤	和明
同	野中	栄治
同	たきがみ	明
同	針谷	みきお
同	藤沼	壮次
同	前野	和男
同	鈴木	けんいち
同	馬場	信男
同	ぬかが	和子

足立区議会議長　　しのはら　守　宏　様

(提案理由)

地方自治法の改正に伴い、委員の選任等についての規定を整備する必要があるので、本案を提出する。

足立区議会委員会条例の一部を改正する条例

足立区議会委員会条例（昭和31年足立区条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「収入役室」を「会計管理室」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項ただし書を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第6条第1項を次のように改める。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

第6条第2項中「会議にはかつて」を削り、同条第3項中「第3条（常任委員の任期）第4項」を「第3条（常任委員の任期）第3項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。